

株主の皆さまへ

株券の保管振替制度

Q & A



証券保管振替機構

<はじめに>

株券等の保管振替制度は、株券等有価証券の保管・受渡しを効率的かつ合理的に行うことにより、有価証券の流通の円滑化を図ることを目的としています。

この制度では、有価証券が保管振替機関に集中保管され、券面そのものの授受に代えて、保管振替機関に設けられた口座間の振替によって処理されることにより、有価証券の所有者は、有価証券を保管振替機関に預託したままで権利を行使することができ、同様の制度は、諸外国においても広く採用されております。

わが国では、昭和59年5月に「株券等の保管及び振替に関する法律」(以下「保振法」といいます。)が成立し、同年12月、この制度の中核となる財団法人証券保管振替機構(以下「財団」といいます。)が設立され、法務大臣と大蔵大臣から保管振替機関としての指定を受けた後、わが国で唯一の保管振替機関として平成3年10月より事業を開始しました。

その後、平成14年4月保振法の一部が改正され、保管振替機関は株式会社でなければならないとされたことから、財団は、同年6月、株式会社証券保管振替機構(以下「ほふり」といいます。)に保管振替事業の全てを譲渡し、現在に至っています。

株券について述べますと、平成16年9月末現在で、「ほふり」の取扱銘柄は、全国の証券取引所に上場又は日本証券業協会に登録されている全ての株券約3,700銘柄で、預託されている株式数は約2,450億株となり、わが国の上場会社等の発行済株式数約3,700億株に占める比率(預託率)は66%となりました。

今後とも、「ほふり」は、株主(株券の所有者)の皆さまや発行会社、更には参加者のニーズを踏まえ、証券決済インフラとしての安全性、効率性、利便性の向上と機能強化に努めて参りますが、何より先株主の皆さまのご理解とご支援をいただくことがご利用者の拡大に欠かせないものと考えております。

今回、「ほふり」は、これまでにお問合せをいただいた株券についてのご質問を項目毎に編集したQ&A集を作成いたしました。このQ&A集をご覧いただき、保管振替制度をより一層ご活用いただければ幸いです。

なお、平成16年6月に「社債等の振替に関する法律」が改正され、5年以内には、わが国の上場会社等の株券について電子化(ペーパーレス化)が予定されております。そこで、上場会社等の株券の電子化(ペーパーレス化)についても、あわせてご紹介しておりますのでご参照ください。

CONTENTS 目次

【PART 1】保管振替制度の概要

- Q 1.【保管振替制度の概要】…………… P1
保管振替制度とはどのような制度ですか？
- Q 2.【保管振替制度における参加者】…………… P3
<ほふり>に直接株券を預けるためには、<ほふり>の参加者である必要があるとのことですが、保管振替制度における「参加者」とは何ですか？個人は、参加者になることができますか？
- Q 3.【<ほふり>のあんしん、べんり】…………… P3
<ほふり>のパンフレットや広告に「<ほふり>に預けてあんしん!べんり!」との記載がありましたが、どのような点で「あんしん、べんり」なのでしょう？
- Q 4.【<ほふり>における制約】…………… P4
保管振替制度を利用した場合、何か制約を受けることがありますか？
- Q 5.【<ほふり>を利用する場合の手続き】…………… P5
手持ちの株券を<ほふり>に預けたいのですが、どこで、どのような手続きが必要ですか？
- Q 6.【<ほふり>を利用する場合の費用】…………… P5
保管振替制度を利用する場合に費用はかかるのでしょうか？
- Q 7.【株券の保管方法】…………… P6
<ほふり>では、株券を「混蔵保管」しているとのことですが、混蔵保管とはどのような保管方法なのでしょう？
- Q 8.【株券の名義】…………… P7
<ほふり>に預けられた株券の名義はどのようになるのでしょうか？
- Q 9.【<ほふり>の株式会社化】…………… P7
<ほふり>は、いつ財団法人から株式会社となったのですか？株式会社となった理由は何ですか？
- Q10【<ほふり>の信頼性】…………… P8
万が一、<ほふり>が破綻した場合、<ほふり>に預けている株券は安全なのでしょう？<ほふり>に対する管理・監督はどうなっているのでしょうか？

【PART 2】預託

- Q11【預託していることの確認方法】…………… P9
株券が<ほふり>に預けられているかを確認したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？
- Q12【<ほふり>への預託時期】…………… P9
<ほふり>に預けるため、証券会社に株券を持ち込んだ場合、いつ<ほふり>に預けられることとなるのでしょうか？
- Q13【預託時の留意点】…………… P10
1万株券や単元未満株券を<ほふり>に預けることはできますか？
- Q14【預託時の留意点】…………… P11
<ほふり>に預けられない株券はありますか？また、旧商号株券を預けることはできますか？
- Q15【発行会社が上場廃止となったとき】…………… P11
<ほふり>に預けている株券の発行会社が倒産等によって、証券取引所において上場廃止となった場合、<ほふり>に預けている株券はどうなるのでしょうか？
- Q16【株券の購入価格、購入日】…………… P12
<ほふり>に問合せれば、株券の購入価格や購入日が分かるのでしょうか？

【PART 3】交付(返還)

- Q17【返還手続きと所要日数】…………… P13
<ほふり>に預けた株券の返還を受ける場合、どのようにすればいいですか？その場合、どのくらいの日数がかかりますか？
- Q18【返還される株券の名義】…………… P14
私の名義の株券を<ほふり>に預けました。後日返還を受ける場合、私が預けた株券がもどってくるのでしょうか？

【PART 4】権利確定処理

- Q19【株主名簿と実質株主名簿】…………… P15
実質株主名簿とは何ですか？株主名簿との違いは何でしょうか？
- Q20【株主の権利の取得】…………… P16
<ほふり>に株券を預けると、どのような仕組みで権利が取得できるのでしょうか？

Q21.【少数株主権等の行使】……………P17

<ほふり>に預けてすぐに株主名簿や会計帳簿の閲覧ができますか？

Q22【株主権の空白期間】……………P17

<ほふり>に私の名義の株券を預けた場合、すぐに株主提案権の行使ができますか？

Q23【名義書換の失念】……………P18

<ほふり>に預けていた株券を引き出し、これをそのまま手元で管理していたところ、配当金や議決権行使書が送られてこなくなっていました。何故でしょうか？

Q24【発行会社の合併等】……………P19

発行会社の合併に伴う株券提供の案内を受けました。株券提供や新株券の受領方法について、<ほふり>を利用している場合と利用していない場合とで違いはありますか？

Q25【発行会社の合併等】……………P19

同一銘柄で売買単位が1株の被合併会社株券を2株持っており、複数の証券会社を通じて別々に<ほふり>に預けているのですが、合併会社と被合併会社の合併比率が1:0.6のとき、どのように処理されるのでしょうか？

【PART 5】単元未満株式

Q26【単元未満株券や端株の預託・返還】……………P21

単元未満株券や端株を<ほふり>に預けたり、返還を受けることはできますか？

Q27【単元未満株式の買取請求】……………P21

<ほふり>に単元未満株券を預けていますが、買取請求の仕組みを教えてください。

Q28【単元未満株式の買増請求】……………P22

<ほふり>に単元未満株券を預けていますが、買増請求の仕組みを教えてください。

Q29【単元未満株式の合算】……………P23

1単元1,000株の銘柄について、<ほふり>に預けられていない株主名簿上の登録単元未満株式として200株、<ほふり>を利用して800株を保有しています。これらを合算し1単元1,000株にできますか？

【PART 6】その他

Q30【担保取引】……………P24

保管振替制度を利用して株式の担保取引をすることはできますか？

Q31【相続の際の手続き】……………P24

<ほふり>に預けている株券について相続が生じた場合、<ほふり>に対して何か手続きが必要でしょうか？

Q32【取引参加者の変更】……………P25

取引している証券会社を変更したい場合、<ほふり>に預けたまま他の証券会社に移すことはできますか？

Q33【参加者の破綻】……………P25

証券会社を通じ株券を<ほふり>に預けた後、その証券会社が破綻した場合、自分の株券はどうなるのでしょうか？

【PART 7】株券の電子化(ペーパーレス化)

Q34.【上場会社等の株券の電子化(ペーパーレス化)の時期】……………P26

証券取引所に上場されている株券が電子化されるということですが、いつから電子化されるのですか？

Q35【上場会社等の株券の電子化(ペーパーレス化)の仕組み】……………P26

証券取引所に上場されている株券が電子化されるということですが、どのような制度になるのですか？

Q36【<ほふり>に預託している株券の電子化(ペーパーレス化)への移行】……………P27

現在、<ほふり>に株券を預けていますが、株券が電子化される際、どのような手続きをとる必要がありますか？

Q37.【<ほふり>に預託していない株券の電子化(ペーパーレス化)への移行】……………P27

株券の電子化に移行するまでに<ほふり>に預けなかった場合、どのようになりますか？

参考

<参考1>株券の保管残高・保管比率・取扱社数……………P29

<参考2>証券取引所における売買の決済のしくみ……………P30



【保管振替制度の概要】
 保管振替制度とはどのような制度
 ですか？



保管振替制度は、平成3年10月より「株券等の保管及び振替に関する法律（以下「保振法」といいます。）に基づき実施されている制度です。

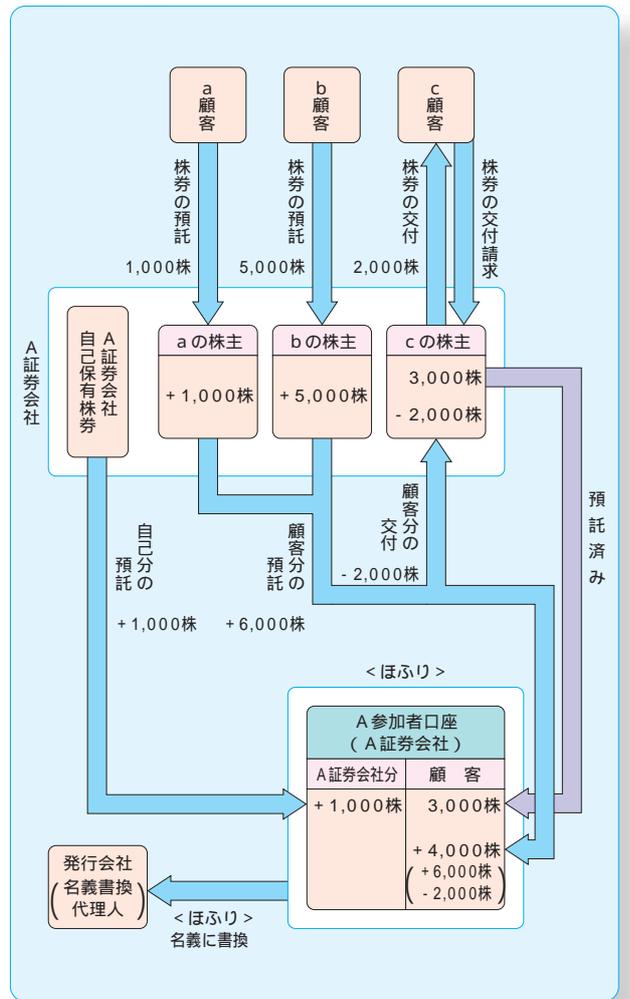
この制度は、参加者が株主の皆さまから保護預りした株券を、その株主の皆さまからご承諾を得て、保振法で定められた保管振替機関である(株)証券保管振替機構（以下「ほふり」といいます。）に再預託し、株券を売買した場合や担保に差し入れる場合等に株券の券面そのものを授受することなく、「ほふり」や参加者が備える口座簿上の振替で処理する仕組みで、「ほふり」をご利用されることにより株券の売買に伴う保管・受渡しの効率化と合理化を図ることができます。

銀行に預金口座を持っている方の中で現金を動かさずに口座間の振替によりさまざまな代金の決済が出来るのと同じような仕組みです。

また、この制度は、株主の皆さまが株券を「ほふり」にお預けいただいたまま発行会社に実質株主として登録され、配当金の受領等株主としての権利を行使することができる便利な制度です。

- ▶ 保管振替制度における参加者(Q2)
- ▶ 株主名簿と実質株主名簿(Q19)
- ▶ 株主の権利の取得(Q20)
- ▶ 株券の保管残高・保管比率・取扱社数<参考1>
- ▶ 証券取引所における売買の決済のしくみ<参考2>

図1 株券の預託・交付の例





【保管振替制度における参加者】

＜ほふり＞に直接株券を預けるためには、＜ほふり＞の参加者である必要があるとのことですが、保管振替制度における「参加者」とは何ですか？個人は、参加者になることができますか？



保管振替制度における参加者とは、＜ほふり＞に有価証券の保管と振替のための口座を有している者をいいます。＜ほふり＞の参加者となるためには、＜ほふり＞へ参加者口座の開設の申請をすることが必要です。口座開設の申請ができる者は、保振法により定められており、証券会社、外国証券会社や銀行等の金融機関等の法人であることが要件となっています。＜ほふり＞は、その申請を受け、口座開設の必要性や事務処理能力を有しているかどうかの基準に適合すると判断したとき、その者に口座を開設することとなります。

平成16年9月末現在で、271社が参加者となっています。

個人や一般の事業法人の皆さまにつきましては、＜ほふり＞の参加者となることはできません。したがって、個人や一般の事業法人の皆さまから株券を＜ほふり＞にお預けいただく場合は、＜ほふり＞の参加者を通じて行っていただく必要があります。



【＜ほふり＞のあんしん、べんり】

＜ほふり＞のパンフレットや広告に「＜ほふり＞に預けてあんしん！べんり！」との記載がありましたが、どのような点で「あんしん、べんり」なのでしょう？



保管振替制度では、参加者を通じて＜ほふり＞にお預けいただいた株券は、＜ほふり＞の責任で安全に保管・管理されます。また、売買や担保の差入れ等に伴う株券の受渡しは、口座簿上の口座振替で行われますので、株券を持ち歩く手間がかからず、紛失や盗難等の心配がなく、「あんしん」です。

＜ほふり＞をご利用されていない場合に、配当金の受領等株主

としての権利を行使するためには、株主の皆さまの名義に名義書換する必要があります。ただし、名義書換手続き中は、株券が発行会社（名義書換代理人を設置している場合は、名義書換代理人。以下あわせて「発行会社等」といいます。）の手元にあるため、原則として、売却できません。しかし、保管振替制度では株主の皆さまが名義書換手続きを行う必要がありませんので、いつでも売却が可能です。

また、合併、株式分割、株式併合、株式交換、株式移転等により発行会社等へ株券の提出が必要となるときも、＜ほふり＞が一括して株券の提出手続きを行いますので、株主の皆さまが提出手続きを行う必要はありません。さらに、この制度をご利用されていない場合は、新株券がお手元に到着するまでは売却できませんが、＜ほふり＞にお預けいただければ、新株券が＜ほふり＞に到着する前でも、一部の例外を除いて、すみやかに売却できるので、「べんり」です。

このように＜ほふり＞をご利用されますと、株券に関する株主の皆さまがお持ちの心配や面倒が解消されることとなります。

- ▶ 株券の名義 (Q8)
- ▶ 株主の権利の取得 (Q20)
- ▶ 発行会社の合併等 (Q24)
- ▶ 発行会社の合併等 (Q25)



【＜ほふり＞における制約】

保管振替制度を利用した場合、何か制約を受けることがありますか？



法律で、原則として、登録単元未満株式について株券が発行されないこととなっていることから、保管振替制度においても、単元未満株券（1単元の株式数に満たない株式数を表示する株券）は、一部の例外を除いて、＜ほふり＞から返還を受けることができません。また、実質株主名簿にご自身の名義が記載された単元未満株式とこの制度外において株主名簿にご自身の名義が記載され、かつ、券面が発行されていない登録単元未満株式とを合算して発行会社に株券の発行を請求することができません。

また、既にご自身の名義に名義書換済みの株券であっても、＜ほふり＞にお預けいただいた場合は、少数株主権（代表訴訟提起権等）の行使の要件（6か月継続して株主であること等）を欠くこととなる場合があります。

(注)1単元とは、株主総会の議決権を行使できる最低株式数を定めたもので、当該株式数が売買単位となっています。

- ▶ 預託時の留意点 (Q13)
- ▶ 株主の権利の取得 (Q20)
- ▶ 少数株主権等の行使 (Q21)
- ▶ 株主権の空白期間 (Q22)
- ▶ 単元未満株券や端株の預託・返還 (Q26)
- ▶ 単元未満株式の合算 (Q29)

ありません。お預りした株券の保管等の手数料については、参加者が<ほふり>に直接支払うこととなります。ただし、<ほふり>にお預けいただくには、まず、参加者に株主の皆さまの口座を開設していただく必要がありますが、この場合、口座管理料(保護預り料)等の費用を参加者が独自に設定していますので、お取引される証券会社にお問合せください。

- ▶ 保管振替制度における参加者 (Q2)
- ▶ <ほふり>を利用する場合の手続き (Q5)

Q5 【<ほふり>を利用する場合の手続き】 手持ちの株券を<ほふり>に預けたいのですが、どこで、どのような手続きが必要ですか？

A5 株主の皆さまから<ほふり>に株券をお預けいただく場合は、保管振替制度の参加者を通じて行っていただくことになります。参加者に株主の皆さまの口座が開設されていない場合は、口座開設の手続きもあわせて行っていただくことになります。また、既に参加者に口座を開設し保護預りされている株券については、株主の皆さまが参加者に対し<ほふり>に再預託する旨を伝え、必要な手続きをしていただくことになります。

具体的な手順方法につきましては、お取引される証券会社にお問合せください。

- ▶ 保管振替制度における参加者 (Q2)
- ▶ <ほふり>を利用する場合の費用 (Q6)

Q6 【<ほふり>を利用する場合の費用】 保管振替制度を利用する場合に費用はかかるのでしょうか？

A6 保管振替制度では、参加者を通じて<ほふり>に株券をお預けいただくこととなりますが、株主の皆さまから<ほふり>に対して直接費用をご負担していただくことは

Q7 【株券の保管方法】 <ほふり>では、株券を「混蔵保管」しているとのことですが、混蔵保管とはどのような保管方法なのでしょうか？

A7 <ほふり>では、保振法に基づき、お預りした株券を参加者や株主の皆さまごとには分別しないで保管しています。これを混蔵保管といいます。

一般に、混蔵保管とは、混蔵寄託契約に基づく保管方法を表す言葉であり、<ほふり>は、混蔵寄託により株主の皆さまからお預りした株券を、他の株主の皆さまからお預りしている同銘柄の株券と混合して保管します。

お預りした株券は、<ほふり>がその所有権を取得することではなく、お預けいただいた株数分だけそのお預けいただいた株主の皆さまにそれぞれ帰属することになります。

返還のご請求を受けた場合にお渡しする株券は、お預けいただいたそのものの株券ではなく(当初お預りした記号番号の株券ではありません。)\同銘柄の株券を返還請求を受けた株数分だけ返還することになります。なお、株券の返還を受けた後、配当金の受領等株主としての権利を行使するためには、あらためて、ご自身の名義に書き換える必要がありますので、名義書換を忘れないようにしてください。

- ▶ 名義書換の失念 (Q23)



【株券の名義】

<ほふり>に預けられた株券の名義はどのようになるのでしょうか？



<ほふり>がお預りした株券につきましては、保振法に基づき<ほふり>が<ほふり>名義へ名義書換請求を行います。これにより、株主名簿では、株主の皆さまの名義から<ほふり>名義に書き換えられます。

そして、<ほふり>は、発行会社の決算期末日、中間期末日や臨時基準日等の権利確定日(以下「権利確定日等」といいます。)に、この株主名簿上の<ほふり>名義の株数相当分について、発行会社に対して株主の氏名やその持株数等を通知(実質株主通知)し、発行会社は、この通知に基づいて実質株主名簿を作成します。この実質株主名簿への記載により、<ほふり>に株券をお預けいただいた株主の皆さまは、実質株主として、株主名簿上の株主と同一の権利が確保されます。

(注)<ほふり>名義には、「株式会社証券保管振替機構」名義と「財団法人証券保管振替機構」名義があります。「財団法人証券保管振替機構」名義であっても、法律により「株式会社証券保管振替機構」名義と同様の取扱いとされています。

- ▶ <ほふり>の株式会社化(Q9)
- ▶ 株主名簿と実質株主名簿(Q19)
- ▶ 株主の権利の取得(Q20)



【<ほふり>の株式会社化】

<ほふり>は、いつ財団法人から株式会社となったのですか？株式会社となった理由は何ですか？



保振法の改正法が平成13年6月に公布(平成14年4月1日施行)され、保管振替業を営む保管振替機関は、主務大臣(内閣総理大臣と法務大臣)の指定を受けた「株式会社」でなければならないことになりました。

従前は、保振法により、保管振替機関は、業務の公共性と公益性の

観点から、民法上の公益法人でなければならぬとされていました。

株券等の保管と振替を対象とする限りにおいては、保管振替機関は、財団法人という枠組みの中でも適正かつ確実な業務運営をすることは可能ですが、証券決済システムの改革が行われている現在にあっては、設立当初の目的にとどまらず、新たな機能を提供することが期待され、更には、コーポレート・ガバナンスの強化や一層の業務の効率化も求められるようになりました。

そこで、保管振替機関が参加者や発行会社等利用者の意見を十分反映し、迅速かつ効率的に事業展開を図っていく上では、専ら設立当初から寄附行為(株式会社の定款にあたるものです。)に定められた目的のための業務を行うという、財団法人組織であることによる制約がその障害になると考えられたことから、保振法の改正がなされたものです。これに伴い、<ほふり>は、(株)証券保管振替機構として平成14年1月に設立され、同年6月、主務大臣の認可を受け、財団法人証券保管振替機構から保管振替事業の全てを譲り受けるとともに、主務大臣から保管振替業を営む者として指定されました。そして、同年6月17日から現在の<ほふり>が業務を行なっています。



【<ほふり>の信頼性】

万が一、<ほふり>が破綻した場合、<ほふり>に預けている株券は安全なのでしょうか？<ほふり>に対する管理・監督はどうなっているのでしょうか？



<ほふり>がお預りした株券は、<ほふり>の財産ではなく、お預けいただいた株主の皆さまの財産ですので、仮に<ほふり>が破綻した場合であっても第三者から引き出されたり、差押え・強制執行をされることはありません。

なお、<ほふり>は、主務大臣(内閣総理大臣と法務大臣)が保管振替機関として指定した株式会社であり、決算期毎に業務及び財産に関する報告書を主務大臣に提出しなければなりません。また、兼業については、保管振替業に支障が生じないと主務大臣から判断されたときのみ営むことができ、定款や業務規程の変更も主務大臣の許可が必要となっております。

(注) 海外の主要な国において、保管振替機関は、証券決済の重要なインフラとして存在しており、これまでに破綻してその機能が失われた事例はありません。



【預託していることの確認方法】
株券が〈ほふり〉に預けられているかを確認したいのですが、どのようにすればよいのでしょうか？



保管振替制度では、お預けいただいた株券について、〈ほふり〉は参加者口座簿により管理し、参加者は顧客口座簿により管理しています。

参加者は、顧客口座簿に株主の皆さまの氏名、住所、株券の銘柄・数量等を記載後、他の株主の株券と一緒に〈ほふり〉に再預託します。

一方、〈ほふり〉も再預託された株券の銘柄・数量を参加者口座簿に記載しますが、株主の皆さまごとの情報は記載しません。したがって、〈ほふり〉にお預けいただいている株券についてご確認されるには、証券会社に対し、顧客口座簿の写しのご請求をされ、ご確認いただくこととなります。

なお、顧客口座簿の写しの請求手続きにつきましては、お取引の証券会社にお問合せください。

▶株券の保管方法(Q7)



【〈ほふり〉への預託時期】
〈ほふり〉に預けるため、証券会社に株券を持ち込んだ場合、いつ〈ほふり〉に預けられることとなるのでしょうか？



参加者は、株主の皆さまから、既に保護預りしている株券について〈ほふり〉にお預けいただくご承認を得たとき、また、新たに〈ほふり〉にお預けいただく株券を受け取ったときは、その株券を精査・確

認した後、顧客口座簿に株主の皆さまの氏名、住所、株券の銘柄・数量等を記載します。(この手続きに要する時間は、参加者によって多少異なるようです。)

この時点では〈ほふり〉は、参加者から株券の提出を受付けていないため、〈ほふり〉が開設している参加者口座簿にはお預けいただく株券の残高は反映されていませんが、保振法で、参加者の顧客口座簿に記載された時点で〈ほふり〉がお預りしたものとみなされることとなっています(これを「みなし預託」といいます。)

なお、参加者は、株主の皆さまからお預けいただいた株券について、前述の手続きを経た後、すみやかに〈ほふり〉に預託します。

〈ほふり〉は、参加者から預託を受けない日(発行会社の権利確定日等)がありますので、詳しくは、お取引の証券会社へご確認ください。



【預託時の留意点】
1万株券や単元未満株券を〈ほふり〉に預けることはできますか？



1単元の株式数を表示している株券はもちろん、大券(1単元の株式数を超える株式数を表示する株券)あるいは単元未満株券(1単元の株式数に満たない株式数を表示する株券)を、〈ほふり〉にお預

けいただけます。

なお、一旦〈ほふり〉にお預けいただいた単元未満株券については、その発行会社が単元未満株券を発行することを決めている場合を除いて、原則として、〈ほふり〉から返還を受けることはできません。

▶預託時の留意点(Q14)

▶単元未満株券や端株の預託・返還(Q26)



【預託時の留意点】

<ほふり>に預けられない株券はありますか？また、旧商号株券を預けることはできますか？



証券取引所に上場されていない株券や日本証券業協会に登録されていない株券は<ほふり>にお預けいただくことができません。また、証券取引所に上場されている株券や日本証券業協会に登録されている株券であっても発行会社の合併、株式交換、株式移転及び株式併合等により商法上の株券提供手続きがとられた場合において、提出期日までに発行会社へ提出されなかったものや、株券喪失登録がされているもの、除権判決があったもの、偽造変造されたもの、質権に関する表示がなされたもの、汚損・毀損しているもの等は、<ほふり>にお預けいただくことはできません。

旧商号株券については、原則として、<ほふり>にお預けいただけますが、発行会社が商法上の株券提供手続きをとった場合の旧商号株券については、<ほふり>にお預けいただくことはできません。

▶ 預託時の留意点 (Q13)



【発行会社が上場廃止となったとき】

<ほふり>に預けている株券の発行会社が倒産等によって、証券取引所において上場廃止となった場合、<ほふり>に預けている株券はどうなるのでしょうか？



株券が証券取引所において上場廃止となった場合や日本証券業協会に登録取消となった場合には、<ほふり>は、その株券を取り扱わないこととしています。

<ほふり>は、証券取引所等における最終売買の決済が終了した後に、株券の最終返還日を設定し、その日までに参加者に株券を返還いたしますので、その後参加者を

通じて株主の皆さまへ返還されることとなります。

なお、発行会社が倒産して、いわゆる100%減資を行ったときや破産宣告を受けたときは、その株券を無効なものとして、参加者に返還せずに参加者口座簿の残高を抹消します。この場合に、株券の返還を望まれる株主の皆さまは、<ほふり>があらかじめ参加者に通知した日までに、参加者を通じて株券の返還の手続きを行ってください。



【株券の購入価格、購入日】

<ほふり>に問合せれば、株券の購入価格や購入日が分かるのでしょうか？



保管振替制度では、お預りした株券について、<ほふり>は参加者口座簿により管理し、参加者は顧客口座簿により管理しています。

株主の皆さまから参加者を通じて<ほふり>に株券をお預けいただくと、参加者は、顧客口座簿に株主の皆さまの氏名、住所、株券の銘柄・数量等を記載した後、他の株主の株券と一緒に<ほふり>に再預託します。

<ほふり>は、預託を受けた株券の銘柄・数量等を参加者ごとに参加者口座簿に記載します。

<ほふり>が管理する参加者口座簿には、株主の皆さまごとの氏名、住所、株券の銘柄・数量、購入価格・購入日、残高の増減等は記載されません。したがって、購入価格や購入日についてご確認される場合には、顧客口座簿を管理している参加者に対し、ご確認いただくこととなります。

▶ 預託していることの確認方法 (Q11)



【返還手続きと所要日数】

＜ほふり＞に預けた株券の返還を受ける場合、どのようにすればいいですか？その場合、どのくらいの日数がかかりますか？



株主の皆さまが株券の返還を受ける場合は、株券をお預けいただくときと同様にお取引の証券会社にその旨をご依頼いただきます。ご依頼を受けた証券会社は、＜ほふり＞へ返還の請求(交付

請求)を行います。

＜ほふり＞は、証券会社から交付請求を受けると、その証券会社へ遅くともその交付請求日の翌営業日までに株券をお渡しします。

その後、証券会社から株主の皆さまへ株券をお渡しすることとなりますが、証券会社では、＜ほふり＞から受領した株券を株主の皆さまにお渡しするために、一定の事務処理が必要となります。証券会社によってその事務処理にかかる日数は異なるものと思われるので具体的な日数につきましては、お取引の証券会社にお問合せください。



【返還される株券の名義】

私の名義の株券を＜ほふり＞に預けました。後日返還を受ける場合、私が預けた株券がもどってくるのでしょうか？



＜ほふり＞では、保振法に基づき、お預りした株券を参加者や株主の皆さまごとには分別しないで同銘柄の株券と混合して保管しています(混蔵保管といいます。)

したがって、＜ほふり＞が株主の皆さまに返還する株券は、お預けいただいたそのものの株券ではなく(当初お預りした記号番号の株券ではありません。)、＜ほふり＞の名義に書き換えられた同一銘柄の株券を返還のご請求を受けた株数分だけ返還することになります。

ただし、新規上場株券の返還の場合や大量の株券の返還のご請求があり＜ほふり＞名義の株券が不足した場合、＜ほふり＞名義の株券ではない他人名義の株券が含まれることがあります。

いずれの場合におきましても、株券の返還を受けられた後、配当金の受領等株主としての権利を行使するためには、ご自身の名義に名義書換を行う必要があります。権利保全のため、名義書換を忘れないようにしてください。

- ▶ 株券の保管方法(Q7)
- ▶ 株券の名義(Q8)
- ▶ 返還手続きと所要日数(Q17)
- ▶ 単元未満株券や端株の預託・返還(Q26)



【少数株主権等の行使】

<ほふり>に預けてすぐに株主名簿や会計帳簿の閲覧ができますか？



<ほふり>は、発行会社の権利確定日等のみ、実質株主通知を行うこととなりますので、発行会社は、株主名簿と同様には期中における実質株主の異動やその持株状況を把握することができません。

したがって、<ほふり>にお預けいただいてから、最初の権利確定日等に実質株主通知がされるまで、帳簿閲覧権等を行行使することができないこととなりますので、その間に、株主名簿の閲覧等の権利行使をされる場合は、<ほふり>から株券の返還を受けられ、株主名簿をご自身の名義に書き換えていただく必要があります。

なお、一度実質株主名簿にご自身の名義が記載され、引き続き、<ほふり>にお預けいただければ、株主名簿の閲覧等についての権利を行行使することができることとなります。

- ▶ 株主名簿と実質株主名簿 (Q19)
- ▶ 株主の権利の取得 (Q20)
- ▶ 株主権の空白期間 (Q22)



【株主権の空白期間】

<ほふり>に私の名義の株券を預けた場合、すぐに株主提案権の行使ができますか？



少数株主権には、株主名簿の閲覧権等と異なり、株主提案権のように6か月前より継続して株主であることを要件とするものがあります。

<ほふり>では、株券をお預りすると、発行会社に対して当該株券について<ほふり>名義への書換請求を行いますので、株主名簿ではご自身の名義から<ほふり>の名義に書き換えられます。一方、保管振替制度においては、期中に株券をお預けいただくと、実質株主名簿にご自身の名義が記

載されるのは権利確定日等になります。

その結果、<ほふり>名義への書換日から権利確定日等までの間は、株主名簿及び実質株主名簿の双方に株主の皆さまの名義が記載されない期間(空白期間)が生じることになります。

このため、6か月以上の期間継続の要件を満たすことができないことから、株主提案権等の権利行使が制約されることがあります。

なお、<ほふり>では、<ほふり>名義への書換と実質株主通知までの期間を短縮することによって、この空白期間の問題を回避できるような方法も用意していますので、お取引の証券会社へお問合せください。

- ▶ 株主名簿と実質株主名簿 (Q19)
- ▶ 株主の権利の取得 (Q20)
- ▶ 少数株主権等の行使 (Q21)



【名義書換の失念】

<ほふり>に預けていた株券を引き出し、これをそのまま手元で管理していたところ、配当金や議決権行使書が送られてこなくなっていました。何故でしょうか？



保管振替制度においては、<ほふり>が発行会社に対し実質株主通知を行うことにより株主の皆さまの氏名等が実質株主名簿に記載されることとなり、株主としての権利が付与されます。

株券が<ほふり>から返還されますと、その株券は<ほふり>の実質株主通知の対象ではなくなるため、株主の皆さまの氏名等は、実質株主名簿に記載されなくなります。

<ほふり>が株主の皆さまへお渡しする株券は、原則、<ほふり>名義になっていますので、株主の皆さまが配当等の権利を得るためには、株主名簿の名義をご自身の名義に書き換える必要があります。そのため、<ほふり>から返還を受け、手元で保管される場合(そのまま証券会社に保護預りする場合も含みます。)は必ずご自身の名義に書き換えを行うようにしてください。

なお、<ほふり>名義の株券について権利確定日等までにご自身の名義へ書き換えを失念された場合は、次の権利確定日等までに、必要書類を発行会社等に提出すれば、配当金等を受領できる

場合もありますので、発行会社又は名義書換代理人にお問合せください。

- ▶ 株券の名義(Q8)
- ▶ 返還される株券の名義(Q18)
- ▶ 株主の権利の取得(Q20)



被合併会社1株につき0.6株の合併会社株式を割り当てる場合において、被合併会社2株をお持ちの株主の方は、1.2株の割当てを受けることとなりますが、その銘柄を株主の皆さまが〈ほふり〉に、1社の証券会社を通じて2株お預けいただいているときと、2社の証券会社を通じてそれぞれ1株ずつお預けいただいているときとでその処理が異なっています。

1社の証券会社を通じてお預けいただいている場合、証券会社は、合併後に1株を仮の残高として顧客口座簿に記載し、その後、通常、新株券の発行日(合併から40日~50日の後)にあわせて、発行会社から新株式のデータ(配分明細データ)が〈ほふり〉を経由して通知されますので、その通知に基づき、正式に新株式1株を顧客口座簿に記載します。この合併後から配分明細データにより新株式が顧客口座簿に記載されるまでの間、この仮の残高により証券取引所等での売却が可能となり、これが〈ほふり〉にお預けいただいていることで受けられるメリットになります。なお、残りの0.2株は端株として、発行会社が株主名簿とは別に端株の管理のために作成する名簿(端株原簿)に記載されることとなります(端株は株式ではないため、〈ほふり〉では取り扱うことができません。)

2社の証券会社を通じて1株ずつ合計2株をお預けいただいている場合、証券会社の段階では、それぞれの株数を合算することができないため、各証券会社において残高が0.6株ずつの端株となります。端株につきましては、〈ほふり〉では取り扱えないため、新株券の発行日にあわせて、発行会社で合算(名寄せ)し、1.2株のうち1株分が2社のうちのあらかじめ決められた証券会社の方に配分明細データとして通知されます。正式に新株式1株分として顧客口座簿に記載されるまでの間、証券取引所等を通じた売却ができません。なお、残りの0.2株については、上記と同様に、原則、端株として端株原簿に記載されます。

このような処理になることを回避するためには、事前にどちらか1社の証券会社の口座へ残高を移す等の対応が考えられます。

- ▶ 発行会社の合併等(Q24)
- ▶ 単元未満株券や端株の預託・返還(Q26)



【発行会社の合併等】

発行会社の合併に伴う株券提供の案内を受けました。株券提供や新株券の受領方法について、〈ほふり〉を利用している場合と利用していない場合とで違いはありますか？



株券提供を伴う発行会社の合併、株式交換、株式移転、株式併合及び商号変更等が行われる際に、〈ほふり〉を利用されていない場合、ご自身で株券提供手続きを行うか、証券会社へご依頼いただく必要があります。

〈ほふり〉をご利用されている場合には、〈ほふり〉が株主の皆さまに代わって提供手続きを行いますので、面倒な手続きは必要ありません。また、〈ほふり〉をご利用されていない場合は、株券提供後、発行会社から、直接、新株券がお手元に届けられますが、その間は、原則として株券の売却ができません。〈ほふり〉をご利用されている場合は、新株券は〈ほふり〉が受領し、また、合併等の比率により新たに割り当てられる株式数が参加者口座簿及び顧客口座簿に、原則として、合併時に記載されますので、すみやかに売却することが可能です。

- ▶ 〈ほふり〉のあんしん、べんり(Q3)
- ▶ 発行会社の合併等(Q25)



【発行会社の合併等】

同一銘柄で売買単位が1株の被合併会社株券を2株持っており、複数の証券会社を通じて別々に〈ほふり〉に預けているのですが、合併会社と被合併会社の合併比率が1:0.6のとき、どのように処理されるのでしょうか？



【単元未満株券や端株の預託・返還】
単元未満株券や端株を〈ほふり〉に預けたり、返還を受けることはできますか？



単元未満株券(1単元の株式数に満たない株式数を表示する株券)も、証券会社を通じて〈ほふり〉にお預けいただけます。

ただし、一旦〈ほふり〉にお預けいただいた単元未満株券や株式分割等により生じた単元未満株式に係る株券については、その発行会社が定款において単元未満株券を発行することを決めている場合を除き、原則として、〈ほふり〉から返還を受けることはできません。

一方、端株(1株に満たない端数で、通常、1株の100分の1の整数倍に当たるもの)は株式ではないため、〈ほふり〉では取り扱うことができませんので、〈ほふり〉にお預けいただくことはできませんし、また、返還を受けることもできません。

株式分割等により生じた端株は、直接、発行会社が管理する端株原簿に記載されるか、端株制度を採用していない会社の場合には、金銭処理されることとなります。

- ▶ 〈ほふり〉における制約(Q4)
- ▶ 預託時の留意点(Q13)
- ▶ 預託時の留意点(Q14)



【単元未満株式の買取請求】
〈ほふり〉に単元未満株券を預けていますが、買取請求の仕組みを教えてください。



〈ほふり〉に単元未満株券をお預けいただいている株主の皆さまは、証券会社を通じて、発行会社に対して、単元未満株式の買取請求を行うことができます。

専用の請求書を証券会社を通じて〈ほふり〉にご提出いただければ、〈ほふり〉が発行会社に買取請求の取次ぎを行います。買取代金は発行会社から株主の皆さまが

指定した銀行の口座に送金されます。

なお、発行会社は、権利確定日等の前の一定期間においては、買取の請求を受付けない期間を設けておりますので、〈ほふり〉においても買取の取次ぎを行わない期間があります。詳しくはお取引の証券会社にお問合せください。

▶ 単元未満株式の合算(Q29)



【単元未満株式の買増請求】
〈ほふり〉に単元未満株券を預けていますが、買増請求の仕組みを教えてください。



発行会社が買増制度を導入している場合は、株主の皆さまは、証券会社を通じて、発行会社に対し、単元未満株式の買増請求を行うことができます。その場合、株主の皆さまは、申込日の前営業日に買増株式に相当する買増概算金を発行会社等が指定する銀行口座に振り込み、その振込確認票と専用の請求書を証券会社に提出します。提出された専用の請求書等は、その証券会社から〈ほふり〉を経由して発行会社に取次がれます。

発行会社は、〈ほふり〉から専用の請求書等の提出を受けた日から起算して6営業日目の日に、株主の皆さまの口座へ買増分の株式を振り替えることとなります。

ただし、その買増請求の株式の総数が発行会社の保有する自己株式を上回った場合には、買増請求はすべて無効となり、買増概算金及び買増請求書等は、株主の皆さまに返還されます。

なお、買増制度を導入していない発行会社や買増請求の取次ぎを行っていない証券会社がございます。また、詳しい買増請求の手続方法につきましては、お取引の証券会社にお問合せください。

▶ 単元未満株式の合算(Q29)



【単元未満株式の合算】

1単元1,000株の銘柄について、<ほふり>に預けられていない株主名簿上の登録単元未満株式として200株、<ほふり>を利用して800株を保有しています。これらを合算し1単元1,000株にできますか？



株主名簿に記載されている登録単元未満株式200株や<ほふり>に預けられている800株については、その発行会社が定款において単元未満株券を発行することを決めている場合を除き、原則、単元未満株券が発行されません。したがって、その200株は、<ほふり>にお預けいただくことができませんし、800株を<ほふり>から引き出して株主名簿上の200株と合算させ、1,000株とすることはできません。

一方、権利行使に係る保有株数の計算においては、株主名簿上の株数200株と実質株主名簿上の株数800株が発行会社において名寄せされ、1単元1,000株の株主として扱われますので、議決権行使や配当金受領等については合算した取扱いとなります。

なお、登録単元未満株式と<ほふり>に預けている単元未満株式は直接合算できませんが、単元未満株式の買増請求制度を利用して、単元株式にすることは可能です。

- ▶ 株主名簿と実質株主名簿 (Q19)
- ▶ 単元未満株式の買増請求 (Q27)
- ▶ 単元未満株式の買増請求 (Q28)



【担保取引】

保管振替制度を利用して株式の担保取引をすることはできますか？



保振法により、口座振替による口座簿への記載は、株式を譲渡したり、質権の目的としたりする場合において株券そのものを引き渡したと同一であり、更に口座簿に記載された者はその口座の株式数に応じた株券そのものを保持しているとみなされることとなります。したがって、保管振替制度の下で、株券を<ほふり>にお預けいただいたまま担保株式とすることは可能です。

例えば、証券会社との担保取引において利用されるケースとしては、株主の皆さまが信用取引の代用有価証券や先物取引の委託証拠金等を差し入れるケースがあります。

また、銀行等の金融機関から融資を受ける場合に、証券会社の顧客口座簿に記載された株式を担保として差し入れることができますが、金融機関によっては、保管振替制度を利用した担保取引を行っていないところもありますので、その旨をお取引の証券会社や銀行にお問合せの上、具体的な担保取引方法につきましてご確認ください。



【相続の際の手続き】

<ほふり>に預けている株券について相続が生じた場合、<ほふり>に対して何か手続きが必要でしょうか？



相続が生じた際の手続きは、<ほふり>に対してではなく、顧客口座簿を管理している証券会社に対して行っていただくことになります。証券会社において必要な手続きが行われますと、発行会社の権利確定日等には、その相続人が実質株主として発行会社に通知されることになります。

具体的な手続きや必要書類につきましてはお取引の証券会社にお問合せください。



【取引参加者の変更】

取引している証券会社を変更したい場合、<ほふり>に預けたまま他の証券会社に移すことはできますか？



お取引されている証券会社を変更される場合、株主の皆さまから現在お取引されている証券会社に、その旨を申し出ていただくことにより、この証券会社から<ほふり>に対して参加者間の口座振替の請求が行われ、他の証券会社に振り替えられることになります。

なお、移す先の証券会社に株主の皆さまの口座が開設されていない場合は、その証券会社に口座開設のための手続きが別途必要となります。

これらの手続きに要する期間や取扱手数料(口座移管手数料)については、証券会社ごとに異なりますので、お取引の証券会社にお問合わせください。



【参加者の破綻】

証券会社を通じ株券を<ほふり>に預けた後、その証券会社が破綻した場合、自分の株券はどうなるのでしょうか？



<ほふり>がお預りした株券は、<ほふり>や証券会社の財産ではなく、お預けいただいた株主の皆さまの財産ですので、その証券会社の債権者等第三者から引き出されたり、差押え・強制執行をされることはありません。

仮に、証券会社が破綻した場合、<ほふり>は、返還の最終期日を定めますので、その日までに当該証券会社を通じて株券の返還をご請求していただくか、他の証券会社に振り替えていただくことになります。

このように<ほふり>にお預けいただいた株主の皆さまの財産である株券は、完全に確保されますので、ご心配はありません。

▶ <ほふり>の信頼性(Q10)

▶ 取引参加者の変更(Q32)



【上場会社等の株券の電子化(ペーパーレス化)の時期】

証券取引所に上場されている株券が電子化されるということですが、いつから電子化されるのですか？



「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」が平成16年6月9日に公布され、この法律公布の日から5年以内の一定の日(政令で定める日)から、証券取引所に上場されている株券や日本証券業協会に登録されている株券は、すべて一斉に電子化され、振替口座で電子的に管理されることになりました。

株券の電子化を通じて、券面の発行や株券の受渡しに係るリスクやコストを削減し、その発行・流通の円滑化を図ることが期待されています。

一斉移行日についての詳細は、細かい実務やシステム開発の検討状況等を踏まえ、今後定められる予定です。



【上場会社等の株券の電子化(ペーパーレス化)の仕組み】

証券取引所に上場されている株券が電子化されるということですが、どのような制度になるのですか？



証券取引所に上場されている株券や日本証券業協会に登録されている株券が電子化されると、株式は、口座管理機関(証券会社・銀行・信託銀行等)に開設された口座で電子的に管理されることとなります。もちろん株券の電子化移行後も株主としての権利内容は変わりません。また、株券の電子化移行後は、株式の権利の帰属は、口座の記録により定まることとなり、株式の譲渡は、口座振替により行われることとなります。



【<ほふり>に預託している株券の電子化(ペーパーレス化)への移行】

現在、<ほふり>に株券を預けていますが、株券が電子化される際、どのような手続きをとる必要がありますか？



株券の電子化への一斉移行日までに<ほふり>に株券をお預けいただいている場合は、自動的に新制度に移行されますので、株主の皆さまにおいて特段の手続きはございません。

なお、法律により一斉移行日の2週間前の日から一斉移行日の前日までの間は、<ほふり>や参加者に対して株券のお預けや返還のご請求ができないこととされていますのでご注意ください。



【<ほふり>に預託していない株券の電子化(ペーパーレス化)への移行】

株券の電子化に移行するまでに<ほふり>に預けなかった場合、どのようなになりますか？



株券の電子化により、証券取引所に上場されている株券や日本証券業協会に登録されている株券は電子的な管理に切り替わります。<ほふり>にお預けいただいている株券につきましても、一斉移行

日に電子化されることとなりますが、名義書換を行ってご自身の名義が株主名簿に記載されていれば、発行会社が指定する口座管理機関(証券会社・銀行・信託銀行等)にご自身名義の特別の口座(特別口座)が開設され、ご自身の氏名、住所、持株数等が記録されることとなりますので、株主の権利は確保されます。

一方、一斉移行日までにご自身名義へ名義書換をされなかつ

た場合には、最終名義人の名義で「特別口座」が開設され、最終名義人の氏名、住所、持株数等が記録されることとなるため、株主としての権利を失う可能性があります。

したがって、株券の電子化への移行において、株主としての権利を確保するためには、一斉移行日の前までに<ほふり>へお預けいただくか、もしくは、ご自身名義へ名義書換をされておく必要があります。

なお、特別口座内に記録された株式を売却したい場合には、一旦、証券会社にご自身の口座を開設し、特別口座からその口座に株式を振り替える等の手続きが必要となります。

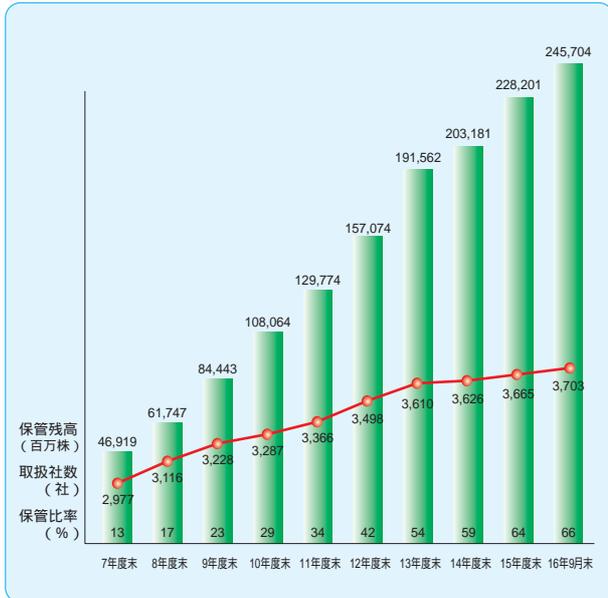
一斉移行日の前までに株券を<ほふり>にお預けいただければ、このような口座開設手続き等を行うことなく、スムーズに株式を売却することができますので、是非、<ほふり>をご利用ください。

なお、株券の電子化(ペーパーレス化)のより詳しい内容については、

「日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター」が開設するホームページ <http://www.kessaicenter.com> 又は <ほふり>のホームページ <http://www.jasdec.com> をご覧ください。

< 参考1 >

株券の保管残高・保管比率・取扱社数

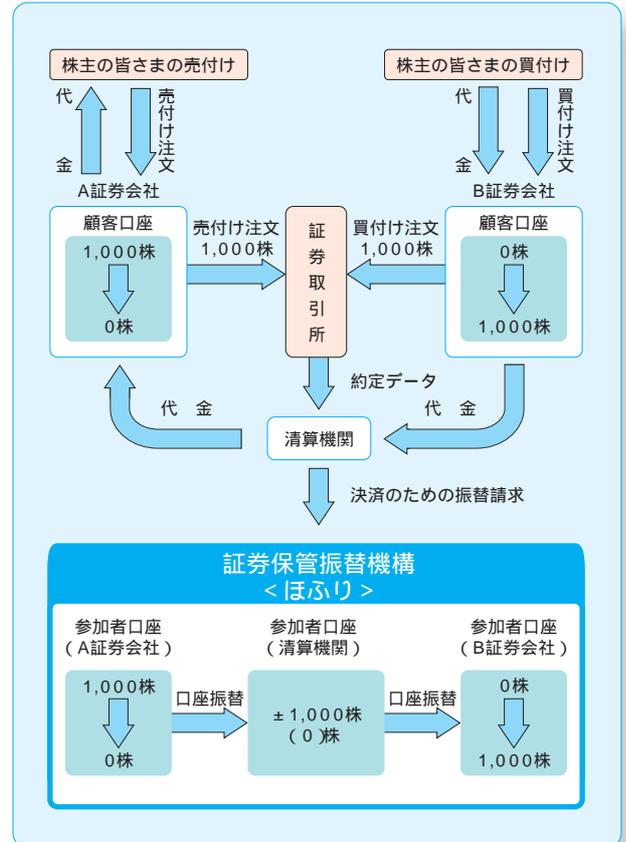


保管比率:国内上場会社・店頭公開会社の発行済株式総数に対するほふりへの保管割合

(注) < ほふり > では、株券以外にも、新株予約権付社債券 (CB)、株価指数連動型上場投資信託受益証券 (ETF)、投資証券 (REIT等)、協同組織金融機関の優先出資証券を取り扱っています。

< 参考2 >

証券取引所における売買の決済のしくみ



< あとがき >

このQ&A集では、難しい法律用語や専門用語は避け、極力一般的な用語を使用することで、株券の保管振替制度を容易にご理解いただけることを目指しました。また、紙面の関係から、多くの専門的・技術的な説明は省略しており、制度の概括的な説明となっています。

更に詳しい内容をお知りになりたい場合は、ホームページや各種パンフレットでも株券の保管振替制度をご紹介しますので、あわせてそちらもご覧ください。

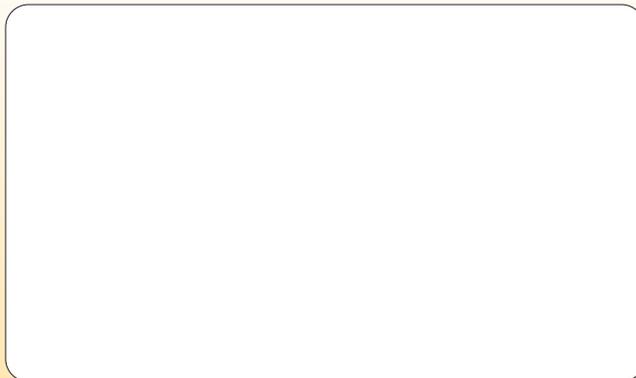
このQ&A集で、<ほふり>について更なるご理解をいただき、<ほふり>をより一層ご利用いただければ幸いです。

(注)このQ&A集は、平成16年9月時点の情報を元に作成しております。今後出される政省令等により、内容が変更になる可能性がございますのでご注意ください。

<ほふり>のご利用につきましては、お取引の証券会社にお申し込みください。

保管振替制度については、ホームページもご参照ください。

<http://www.jasdec.com>



株式会社 証券保管振替機構

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

電話 03-3661-0166

(H16.10)